

2018年6月19日
みずほ信託銀行株式会社

平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者のみなさまに 対する預金・融資等のお取り扱いについて

このたびの平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫）は、被害にあわれたお客さまの預金・融資等のお取り扱いにつきまして、下記の通り対応します。

1. 被災者のみなさまに対する預金等のお取り扱いについて

預金等のお取り扱い	
対象店舗・お問い合わせ先	国内全店舗（ 1 ）
預金通帳、証書、お届けのご印鑑等を紛失された場合	ご本人さまであることを確認のうえ、お支払いいたしますのでご相談ください。 （ご本人であることを確認できる資料をご持参ください）
定期預金等の満期日前のお支払い等	ご相談ください
その他	損傷した紙幣の交換など、今回の被害にあわれたお客さまの状況に応じて、柔軟に対応させていただきます。
ご相談受付時間	月～金曜日 9：00～17：00（祝日振替休日を除く）（ 2 ）

1 出張所（トラストラウンジ・高松営業部）については、書類をお預かりし支店へ取り次ぐ手続きとなります（お手続き完了まで数日かかる場合があります）。

2 窓口の営業時間は原則 9：00～15：00 です。15：00 以降にお取引・ご相談を希望される場合は各店舗にお問い合わせ願います。

2. 被災者のみなさまに対する融資のお取り扱いについて

融資のお取り扱い	
本災害による被害を受けられた個人・法人のお客さまへの支援として、状況に応じお客さまの便宜を考慮した対応をさせていただきます。(3)	
お問い合わせ先	本店・全支店(トラストラウンジ・高松営業部を除く)
ご相談受付時間	月～金曜日 9:00～17:00(祝日振替休日を除く)(2)

2 窓口の営業時間は原則 9:00～15:00 です。15:00 以降にお取引・ご相談を希望される場合は各店舗にお問い合わせ願います。

3 当行所定の審査の結果、ご希望にそいかなる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以 上